

資料 児童生徒に対する相談窓口周知について

資料1 児童生徒のための相談窓口「おなやみポスト」実施要綱

資料2 冬季休業に向けての児童生徒の指導等について

資料3 主な相談窓口

資料4 SOSの出し方に関する教育を始めましょう
(教職員研修資料)

資料5 令和6年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」に係る周知について

児童生徒のための相談窓口「おなやみポスト」実施要項

(令和4年5月16日学校教育局生徒指導・学校安全課長決定)

(令和5年3月7日一部改正)

(令和6年2月28日一部改正)

1 趣旨

児童生徒が、いじめに関することや学校生活・家庭生活での不安や悩みを在籍する学校に伝えることができる手法の一つ、北海道教育委員会のWebページに相談を受け付ける窓口（以下「おなやみポスト」という。）を設置することにより、相談内容を市町村教育委員会や学校と速やかに共有できる連絡体制を構築し、北海道教育委員会、市町村教育委員会及び学校が連携して、児童生徒の実情に応じた支援の充実を図る。

2 事業の主体

本事業は、北海道教育委員会（以下「委員会」という。）が実施する。

3 事業の内容

(1) 委員会の取組

ア おなやみポスト窓口の開設

(7) 生徒指導・学校安全課は、生徒指導・学校安全課のWebページ上に、児童生徒が相談を入力できるページ（窓口）を作成し、次のような相談を受け付ける。

- ・いじめの被害を訴えたり、いじめを目撃したりしたもの
- ・学業や友達関係など、学校生活の悩みを訴えるもの
- ・家庭環境など、家庭生活の悩みを訴えるもの

(4) 相談窓口の入力項目は、別紙1のとおりとする。

イ 窓口の周知

生徒指導・学校安全課は、児童生徒向けチラシ（別紙2）を作成し、市町村教育委員会及び道立学校に送付する。

ウ 連絡体制の構築

(7) 生徒指導・学校安全課は、「おなやみポスト」に入力があつた相談内容を関係教育局にメールで転送する。なお、転送時には、入力があつた内容を全て転送する。

(4) 教育局は、転送されたメールを関係道立学校又は関係市町村教育委員会に転送する。

エ 相談の対応

(7) 教育局は、生徒指導・学校安全課から転送されたメールについて、市町村教育委員会及び道立学校あてへの転送状況を確認するとともに、別紙様式1に記録する。

(4) 教育局は、定期的に市町村教育委員会や学校における対応状況を確認し、必要な支援や指導助言を行うとともに、対応状況を別紙様式1に記録する。

(7) 教育局は、市町村教育委員会から提出のあつた別紙様式2及び道立学校から提

出のあった別紙様式 3-1 をもとに別紙様式 1 に必要事項を記載し、生徒指導・学校安全課に報告する。

(エ) 教育局は、市町村教育委員会又は道立学校から別紙様式 3-2 の提出があった場合は、生徒指導・学校安全課に転送する。また、市町村教育委員会又は道立学校から提出のあった別紙様式 4 に指導助言を行った内容を追記して報告する。

(オ) 生徒指導・学校安全課は、「おなやみポスト」の利用状況を把握するとともに、各教育局から提出のあった別紙様式 1 により対応状況を把握し、取組の改善を図る。

(2) 市町村教育委員会の取組

ア 窓口の周知

所管する学校に別紙 2 を送付するとともに、メールを受け取った際の対応について事前に対応方針を決めるよう周知する。

イ 連絡体制の構築

市町村教育委員会は、教育局から転送されたメールを関係市町村立学校に転送する。

ウ 相談の対応

(ア) 市町村教育委員会は、教育局から転送されたメールについて、別紙様式 2 に記録する。

(イ) 市町村教育委員会は、定期的に学校における対応状況を確認し、必要な支援や指導助言を行うとともに、対応状況を別紙様式 2 に記録する。

(ウ) 市町村教育委員会は、学校から提出のあった別紙様式 3-1 をもとに別紙様式 2 に必要事項を記載し、教育局に報告する。

(エ) 市町村教育委員会は、学校から別紙様式 3-2 の提出があった場合は、教育局に転送する。また、学校から提出のあった別紙様式 4 に指導助言を行った内容を追記して報告する。

(3) 学校の取組

ア 窓口の周知

(ア) 学校は、在籍する児童生徒に別紙 2 のチラシを配付する。

(イ) 小・中学校は、児童生徒の一人一台端末に「おなやみポスト」のブックマークを登録するとともに、本窓口について周知する。

(ウ) 小・中学校は、在籍する児童生徒の保護者に対し、本窓口の開設について学校だより等で周知するとともに、個人が所有するスマートフォン等で利用することも可能であることから、家庭での活用について促す。

(エ) 道立学校は、生徒が所有する又は貸与されている端末のブックマークに「おなやみポスト」を登録するとともに、個人所有のスマートフォン等のブックマークに「おなやみポスト」を登録して、いつでも利用できるよう活用を促す。

イ 連絡体制の構築

(ア) 学校は、「おなやみポスト」に入力があった内容を受信した場合、別紙様式 3-1 に記録するとともに、当該児童生徒への教育相談を組織的に行う。

(イ) 学校は、月末の状況を別紙様式 3-1 を作成し、道立学校は教育局あて、市町

村立学校は所管する教育委員会あて報告する。

- (ウ) いじめに関する内容のメールが転送されてきた場合、校内いじめ対策組織で対応方針を確認の上、対応を開始し、対応を開始したことを別紙様式 3-2 により、初期対応の状況を別紙様式 4 により道立学校は教育局あて、市町村立学校は所管する市町村教育委員会あて報告する。

ウ 相談の対応

- (ア) 学校は、「おなやみポスト」に入力した当該児童生徒に寄り添って教育相談を実施して悩みなどを把握し、組織的な対応を行う。また、対応状況について別紙様式 3-1 に記録する。
- (イ) いじめの相談については、面談記録やアンケート等の資料を確認し、学校いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒を守る取組を実施する。

(4) 実施時期

令和 4 年 (2022 年) 5 月 30 日 (月) 開設

(5) 対象

札幌市を除く市町村立学校及び道立学校

4 事業開始の手続き

- (1) 市町村教育委員会は、本事業の連絡体制が整い次第、次のアドレスにアクセスし、利用申請を行う。

【アドレス】 <https://www.harp.lg.jp/AcTGL9Vg>

【申請項目】

- ・市町村名
- ・連絡担当者名
- ・相談を転送するメールアドレス
- ・利用開始日
- ・利用対象学校数

- (2) 道立学校は、本事業の利用に係る連絡体制が整い次第、次のアドレスにアクセスし、利用申請を行う。

【アドレス】 <https://www.harp.lg.jp/2urbOcXP>

【申請項目】

- ・学校名
- ・連絡担当者名
- ・相談を転送するメールアドレス
- ・利用開始月日

- (3) 生徒指導・学校安全課は、道立学校及び市町村教育委員会の申請内容について、関係教育局に連絡する。

- (4) 教育局は、生徒指導・学校安全課から連絡のあった申請内容に基づき、メール転送の設定を行う。

- (5) 教育局は、上記 4 (4) の作業終了後、該当の道立学校及び市町村教育委員会に対し、作業完了のメールを送信する。

5 個人情報の扱いについて

本窓口で知り得た個人情報については、該当する学校における相談業務にのみ使用し、

その他の業務には使用しない。

6 その他

- (1) Web ページ上に、「学校に伝えるための窓口」であること、「学校名や市町村名が正しく入力されないと、学校や市町村教育委員会まで届かない」こと、「後日、学校が休みでない日に教職員が話を聞くこと」を明記する。
- (2) 教育局職員は、土日祝日を除き 1 日 1 回（勤務開始時等）確認し、ひらがなや校名の短縮による転送もれのメールで、市町村や学校が特定できる場合は、手動で転送する。
- (3) 相談内容（自由記述欄を含む）のうち、警察等の関係機関と連携し対応が必要な場合については、道教委から市町村教育委員会や道立学校に連絡し、連携して対応する。
- (4) 相談内容（自由記述欄を含む）により、相談者の在籍校を所管していない市町村教育委員会又は相談者が在籍していない道立学校に転送された場合、教育局は当該の市町村教育委員会又は道立学校に対し、転送された相談事項を削除するよう連絡する。
- (5) 必要に応じて、利用状況を把握し、効果的に運用できるよう改善を図る。
- (6) 本要項に定めるほか、本事業の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附則 この要項は、令和 4 年 5 月 16 日から施行する。

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く。）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局長 伊 藤 伸 一

冬季休業に向けての児童生徒の指導等について（通知）

冬季休業は、児童生徒が学校を離れて、家庭や地域の中で、北国の冬に親しみながら心身を鍛えたり、新たな決意をもって一年の計画を立てたりするなど、自主的・自律的に生きる力を身に付けるよい機会であるとともに、自然体験活動やボランティア活動等を通して、思いやりの大切さや生命の尊さを実感するなど、豊かな人間性を培う上でも有意義な機会です。

一方、児童生徒の生活が不規則になることや、問題行動等、不慮の事故が発生しやすいことなどが懸念されます。

つきましては、各学校において、家庭や地域の関係機関・団体等との緊密な連携の下、次の事項に留意し、児童生徒の命と心を守る取組に万全を期すようお願いします。

また、別記の事項について、学校種や児童生徒の発達の段階に応じて、適切に指導するようお願いします。

記

1 自殺予防の取組

(1) 長期休業明けにかけて、18歳以下の自殺が増加する傾向にあることから、「SOSの出し方に関する教育」（別添1）に取り組み、自ら相談し助けを求めることや、ストレス等への対処について指導すること。また、長期休業前から長期休業明けまでの間、家庭、地域、関係機関等と連携を強め、自殺予防の取組を積極的に推進すること。

(2) 各学校においては、1人1台端末等を活用するなどして児童生徒の健康観察を実施するほか、児童生徒一人一人に対する面談の実施等を通じて、悩みや不安の早期発見に努めるとともに、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、児童生徒への見守り活動を強化するなど、児童生徒の自殺予防に係る取組を徹底すること。

2 インターネット上のトラブルの未然防止の取組等

児童生徒に対し、SNSなどのインターネットの利用に関する危険性等について指導するとともに、保護者に対しては、児童生徒が利用するスマートフォン等へのフィルタリングの設定や利用に関する家庭でのルールづくりを啓発する取組を徹底すること。また、児童生徒に不審点のある求人情報については、「闇バイト」である可能性があり、危険性が高いことを指導すること。

3 相談窓口の周知

児童生徒の不安や悩みなどを受け止め、早期に対応できるよう、長期休業前に、改めて「子ども相談支援センター」等の各種相談窓口（別添2）や1人1台端末を活用した「おなやみポスト」の活用について周知すること。

4 児童虐待の防止対策、早期発見・早期対応

児童生徒の安全確保を最優先に、児童虐待の早期発見・早期対応、児童生徒の保護等の適切な対応を行うこと。

（ 生徒指導・学校安全課
高 校 教 育 課
義 務 教 育 課
特 別 支 援 教 育 課
健 康 ・ 体 育 課 ）

別記

1 問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応

(1) 自殺予防

- ・長期休業の前後に「アセスメントツール『心と身体のチェック』（令和4年12月12日付け事務連絡）」を活用し、不安や悩みを抱えている児童生徒の早期発見・早期対応に努めること。
- ・自殺企図の兆候がみられた場合は、教職員で抱え込まず、保護者はもとより、スクールカウンセラー等の専門家や医療機関等と連携し、組織的に対応すること。
- ・自他の命の尊さについて指導するとともに、教育相談の実施、保護者の見守り、相談窓口の周知等の自殺予防に係る取組を実施すること。
- ・自殺予防教育の充実に向けては、「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和6年7月18日付け教生学第598号通知）のとおり、1人1台端末等を活用した児童生徒のSOSの早期発見について積極的に取り組むこと。また、道教委「自殺予防教育ポータルサイト」（令和5年9月20日付け教生学第737号通知）の各種資料を活用すること。

(2) 薬物乱用の防止

- ・児童生徒に薬物の有害性や危険性に関する正しい知識を身に付けさせ、「薬物には絶対に手を出さない」ことを指導すること。なお、その際、「薬物乱用防止教育の充実にについて」（令和5年9月14日付け教健体第595号通知）及び「薬物乱用防止教育のさらなる充実にについて」（令和5年12月18日付け教健体第921号通知）を参照すること。

(3) インターネット上のトラブルの未然防止

- ・1人1台端末の持ち帰りを安全・安心に行うため、児童生徒への事前指導や端末を持ち帰る際のルール設定、保護者への丁寧な説明等に取り組むこと。
- ・スマートフォン等やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくりについて、児童生徒と保護者が話し合うことを働きかけること。
- ・SNS利用に起因する児童生徒の犯罪被害や犯罪行為の防止に向け、情報モラル教育の取組等を通じて適切に指導すること。
- ・関係機関と連携し、スマートフォン等へのフィルタリング設定や家庭でのネット利用のルールづくりについて保護者に啓発すること。なお、フィルタリング設定については、使用時間や利用できるアプリの制限など、児童生徒の年齢に応じた制限レベルを設定するよう啓発すること。また、家庭でのルールづくりについては、「利用時間・利用料金を決める」「接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する」「個人を特定される情報を書き込まない」「知らない人とSNSやメール、写真のやり取りはしない」「裸や下着姿の写真は撮らない、撮らせない」「困ったことがあれば、すぐに保護者に相談する」などを啓発すること。

(4) いじめの未然防止、早期発見・早期対応

- ・いじめや誹謗中傷等を受けたり、発見したりした場合に、周囲に援助を求めることについて指導すること。また、児童生徒及び保護者に対し、いじめに関する相談や通報を受け付ける学校の窓口を周知すること。
- ・年度内に実施したアンケート調査や個人面談の結果について、管理職を含めた「学校いじめ対策組織」において分析・検証を行うこと。その際、「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」を活用すること。
- ・いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級の際には、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎを確実に行うこと。

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応すること。
- ・保護者向け資料「警察と連携した『いじめ問題』への対応」及び「学校と家庭が協力した『いじめ対応』」を改めて周知し、家庭と連携し対応すること。

(5) 犯罪（触法）行為、不良行為等の防止、生命（いのち）の安全教育の推進

- ・盗撮、わいせつ、窃盗、暴力行為、性的画像の要求や拡散、夜遊び、飲酒、喫煙等の犯罪（触法）行為や不良行為等の防止に向け、倫理観や規範意識等を育成すること。また、当該事案を把握した場合は、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求め、連携して対応すること。
- ・児童生徒が、生命（いのち）を大切に、性被害・性暴力の被害者にも加害者にもならないためにも、文部科学省の指導の手引及び教材を活用し、「生命（いのち）の安全教育」を推進すること。

(6) 「闇バイト」等の犯罪に加担させないための取組

- ・SNS利用を通じて特殊詐欺等のいわゆる「闇バイト」情報に触れ、児童生徒が、事の重大性を認識することなく、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまうことがないよう、「少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策について」（令和5年8月22日付け教生学第571号通知）の非行防止・啓発資料を活用して指導するとともに、「児童生徒を犯罪に加担させないための取組について」（令和6年11月5日付け教生学第1084号通知）の啓発資料を配付し、不審点のある求人情報については「闇バイト」である可能性があり危険性が極めて高いこと、応募してしまった場合には警察に相談することを説明すること。
- ・なお、高等学校においては、「闇バイト防止のための校内放送教材（音声）」（令和5年10月18日付け教生学第862号通知）を昼休みなどの時間を利用して繰り返し放送するなどして、生徒自らリスクマネジメントできる資質・能力の育成を図ること。

(7) 警察、児童相談所などの関係機関との連携

- ・学校だけでは対応することができない問題行動等については、家庭や地域、児童相談所、警察、PTAなどの関係機関・団体等と連携を強め、適切に対応すること。
- ・児童虐待の防止及び早期発見・早期対応に努め、児童虐待の疑いがある場合には、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂）に基づき、児童相談所等に速やかに通告すること。
- ・宗教に関する相談において児童虐待に該当すると思われる事案を把握した場合には、児童相談所等の関係機関に通告することが求められることから、課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援・対応等に努めること。
- ・学校・警察双方において、緊急を要する事案に適切に対応できるよう連絡窓口となる担当職員の指定を徹底するとともに、休日等執務時間以外の時間帯における連絡体制も視野に入れた体制を構築すること。

2 安全確保の徹底について

(1) 部活動等における事故の防止

- ・長期休業中の部活動等は、児童生徒の体調やバランスのとれた生活などに十分配慮し、学校部活動に関するガイドラインに基づいた適切な休養日及び活動時間を設定すること。特に運動部活動においては、事故が発生する危険性を常に有しているため、日頃から、活動場所や設備、用具等の安全点検を実施するとともに、生徒の体力や技能等を踏まえた指導計画を立案し、安全に配慮しながら指導を行うなど、安全管理や安全指導等の徹底すること。
- ・全教職員が一次救命処置の手順と技能を確実に習得することができるよう、「心肺蘇生等に関

する校内研修の確実な実施などによる学校における安全対策の一層の充実について」（令和6年10月28日付け教生学第1039号通知）に基づき、事故発生時に備えた学校体制の確立、AEDの定期的な点検及び適切な管理の取組について、休業期間等を利用し推進すること。

(2) 体罰・ハラスメントの防止

体罰やハラスメントを防止するためには、校内研修を実施するなどして、殴る・蹴る等の行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、セクシャルハラスメントと判断される言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではないということを認識する必要がある、特に、部活動においては活動方針や活動計画について保護者・生徒の理解を得ながら進めることなどについて、全教職員で共通理解を図ること。

(3) 交通事故の防止

- ・「学校安全読本」（平成22年 北海道教育委員会）等を活用し、地域の実情に即した交通法規の遵守や道路の安全な歩行について指導すること。
- ・信号機のある横断歩道においては、青信号であっても左右をよく確認し、「車が来ていないか」「車が来ていたら、停止したか」を確認してから横断することのほか、信号機のない横断歩道においては、「『ハンドサインでストップ運動』実施要綱の策定について」（令和6年9月18日付け教生学第855号通知）に基づき、安全な横断方法について指導すること。

(4) 不審者侵入の防止

- ・「不審者侵入の防止に係る対策について」（令和6年6月6日付け教生学第284号通知）に基づき、「不審者侵入の防止の3段階のチェック体制」など、不審者侵入の防止に係る対策、危機管理マニュアルの点検・改善及び発生時の対応等について、校長のリーダーシップのもと、全教職員が改めて共通理解を深め、対策を徹底すること。

(5) 冬季の屋外レジャー等による事故の防止

- ・スキー、スケートや雪遊び、そり遊び等を行う場合には、危険な滑走をしないことや立ち入り禁止場所で遊ばないことなど、施設の利用や気象条件等に十分留意することなどについて指導すること。
- ・道路の周辺や屋根の下、氷の張った湖沼や河川など、危険が予測される場所に決して近づかないことについて指導すること。

3 不登校児童生徒への対応

- ・欠席が続いたとき（目安として連続5日または累計10日以上）は、「児童生徒理解・支援シート」等を活用し、児童生徒の状況等と支援の方向性について、学校と家庭、関係機関等において情報共有すること。
- ・児童生徒や保護者への早期支援のため、道教委「不登校支援ポータルサイト」（令和5年5月31日付け教生学第217号通知）や相談窓口を周知すること。
- ・様々な理由で登校できない児童生徒に対して、スクールカウンセラーによるオンライン等を利用した教育相談を行うなど、一人一人に応じた支援を行うとともに、別添2「主な相談窓口（北海道）」をもとに、相談窓口の活用について周知すること。
- ・児童生徒や保護者が、教育支援センター等の教育委員会所管の機関、児童相談所、病院、民間団体等で専門的な相談・支援を受けることができるよう、相談窓口を継続して周知すること。

4 相談窓口の周知及び学校における教育相談

- ・長期休業期間においても、いじめ、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性暴力の被害、ヤングケアラーに関する事など、児童生徒の様々な悩みを受け止め、早期に対応できるよう、各種相談窓口の周知を徹底すること。
- ・児童生徒の心のケアが必要な事案が発生した場合は、学校内の関係者が情報共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとともに「チーム学校」として、教育相談を実施すること。また、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し必要な支援を行うこと。
- ・相談内容が宗教に関する場合、そのことのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援・対応等に努めること。

5 保護者、地域社会等との連携による青少年健全育成活動の推進について

- ・児童生徒の健全育成に向けて、地域いじめ問題等対策連絡協議会や学校警察連絡協議会等を通じ、市町村教育委員会、学校、PTA、青少年・女性団体、警察、児童福祉施設、地域の商店などへ積極的に連携を働きかけるとともに、地域全体で児童生徒のサインをしっかりと受け止め、様々な事例に臨機応変に対応できる実効性のある体制づくりに努めること。

〔 参考通知 〕

- 次のURLからダウンロードできます。
「長期休業に向けての児童生徒の指導等について」
<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/choukitsuuchi.htm>



〔 相談窓口 〕

- 子ども相談支援センター
<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijimedenwasoudan.htm>
 - ・電話相談 0120-3882-56
 - ・メール相談 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp



- ほっかいどうこどもライン相談
<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/snssoudan.htm>



主な相談窓口（北海道）① 小学生・小学生用（令和6年4月）

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター (24時間子供SOSダイヤル) (メール相談)	北海道教育委員会 (文部科学省)	0120-3882-56 (0120-0-78310) sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性暴力の被害、家庭の事情で自分の時間がない、ヤングケアラーに関することなど、様々な悩みを相談できます。
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 (厚生労働省)	189 (いちはやく)	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
親子のための相談LINE	北海道保健福祉部 (厚生労働省)		平日9:00～17:00	いじめ、不登校、ヤングケアラー、虐待など様々な家族・家庭の相談ができます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかいどう	認定NPO法人 チャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

主な相談窓口（北海道）② 小学生・小学部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道こころの健康SNS相談	北海道保健福祉部		平日、土曜日 18:00～22:00 日曜日 18:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891	平日10:00～20:00 (土日祝祭日、12/29～1/3除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
北海道ヤングケアラー相談サポートセンター	北海道保健福祉部	sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp 0120-516-086 (電話) hokkaido.young.carer2022@gmail.com 080-9612-1247 (SMS専用) facebook.com/hokkaido.young.support (Facebook) @youngcarer2022 (X 旧:Twitter)	ヤングケアラーに関する相談ができます。 開設時間 平日 8:45～17:30	

主な相談窓口（北海道）① 中学生・中学部生・高校生・高等部生用（令和6年4月）

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター (24時間子供SOSダイヤル) (メール相談)	北海道教育委員会 (文部科学省)	0120-3882-56 (0120-0-78310)	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性暴力の被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関することなど、様々な悩みを相談できます。
ほっかいどうこどもライン 相談	北海道教育委員会		令和6年5月20日 令和7年3月24日 までの月曜のみ 17:00～22:00	いじめ、不登校、性暴力の被害など、様々な悩みを相談できます。 対象：中学生、高校生 左記以外の相談期間 5/1～5/13毎日17:00～22:00 8/7～9/18毎日17:00～22:00 1/8～1/31毎日17:00～22:00
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 (厚生労働省)	189 (いちはやく)	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
親子のための相談LINE	北海道保健福祉部 (厚生労働省)		平日9:00～17:00	いじめ、不登校、ヤングケアラー、虐待など様々な家族・家庭の相談ができます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかいどう	認定NPO法人 チャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

主な相談窓口（北海道）② 中学生・中学部生・高校生・高等部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道こころの健康SNS相談	北海道保健福祉部		平日、土曜日 18:00～22:00 日曜日 18:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891	平日10:00～20:00 (土日祝祭日、12/29 ～1/3除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
北海道ヤングケアラー相談 サポートセンター	北海道保健福祉部	sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp 0120-516-086 (電話) hokkaido.young.carer2022@gmail.com 080-9612-1247 (SMS専用) facebook.com/hokkaido.young.support (Facebook) @youngcarer2022 (X 旧:Twitter)	開設時間 平日 8:45～17:30	ヤングケアラーに関する相談ができます。

SOS の出し方に関する教育 を始めましょう！

Q. 「SOSの出し方に関する教育」とは、どのようなものですか？

A. 子どもが不安や悩みを抱え、命の危機に直面したとき、誰に、どのように助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法を学ぶことが「SOSの出し方に関する教育」の目的です。子どもが「困ったら相談してもいいんだ！」「相談されたら聞いてあげる！」ことを理解し行動できる態度を身に付けることを目指しています。

困ったら相談していいんだ！

相談されたら聞いてあげる！

- ・助けを求める実践的な方法を学びます。
- ・具体的な相談窓口を理解します。
- ・友人の感情を受け止め、理解しようとする方法を学び、行動します。

Q. 「SOSの出し方に関する教育」が、なぜ、必要なのですか？

A. 子どもは、ストレスを感じる困難な場面に直面しても、自ら助けを求めることができず、命を絶つことで解決しようとする場合があります。子どもには、助けを求める具体的な方法を教えることが大切です。



【参考】「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」(H30.3月 道教委)

「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」では、こうした態度を「援助希求的態度」として育成を目指しています。

【補足】全国的には自殺した児童生徒数は、高止まりしており、憂慮すべき状況です。
国の「自殺対策総合大綱」には「SOSの出し方に関する教育の推進」が示されています。

Q. 「SOSの出し方に関する教育」を実践する授業時数がありません。どのように対応するとよいですか？

A. 現在の学級活動・HR活動の年間指導計画で対応できます。現在の「よりよい人間関係の形成」「不安や悩みの解決」の指導時間で実施することができます。

また、短学活などで「悩んだときは、誰かに助けを求めること」などについて、教師が子どもたちに折に触れて話しかけることも大切です。

特別活動（学級活動・HR活動）で実施する場合

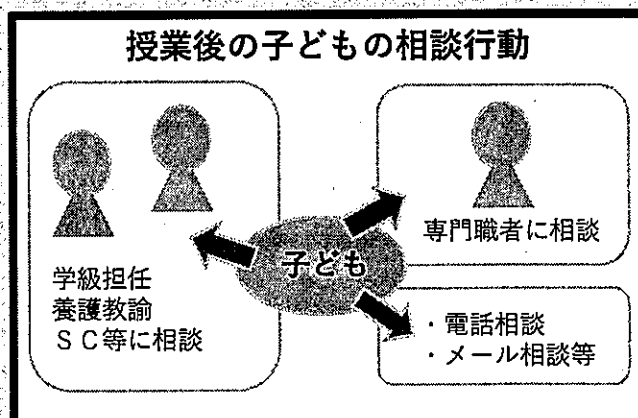
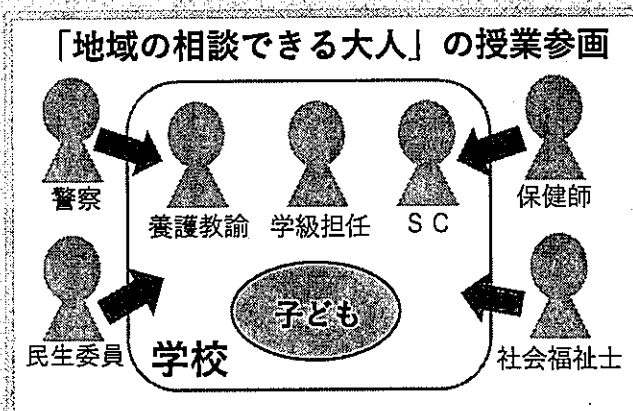
校種	小学校	中学校	高等学校
学習 内容 例	学級活動2（2）イ よりよい人間関係の形成	学級活動2（2）ア 自他の個性の理解と尊重、 よりよい人間関係の形成	HR活動（2）ア 自他の個性の理解と尊重、 よりよい人間関係の形成
		学級活動2（2）ウ 思春期の不安や悩みの解決、 性的な発達への対応	HR活動（2）エ 青年期の悩みや課題とその 解決

Q. 「SOSの出し方に関する教育」は、子どもの様子を知っている学級担任が実践するとよいですか？

A. 子どもの身近な存在である学級担任が、養護教諭やスクールカウンセラーと連携することが効果的です。また、子どもにとって「地域の相談できる大人」として、保健師、社会福祉士、民生委員等と連携した取組も効果的です。

- 子どもに、「地域には相談できる大人がいる」ことを伝えます。
- 学校は、地域の相談できる大人（保健師、社会福祉士、民生委員）と協力・連携することで、子どもだけではなく、保護者へ支援が可能になります。

「地域の相談できる大人」と学校の連携



Q. 「SOSの出し方に関する教育」の授業は、具体的にどのように指導するとよいですか？

A. 学級活動の指導例（参考：児童生徒の自殺を予防するためのプログラム）

(1) 本時の目標

相談をする際の期待感と抵抗感を理解し、相談しやすい方法について考える。

(2) 本時の評価

～略～

※児童生徒の自殺を予防するためのプログラム 詳しくはこちら！→



過程	主な学習活動	○教師の主な働きかけ
導入	1 「相談しようか迷ったとき」の経験について、グループで話し合い、ワークシートに記入する。 2 本時の学習課題を確認する。	○ それぞれの経験をもとに、本時の課題を示し、学習の見通しをもたせる。 ○ SC、民生委を紹介し一緒に考える機会であること理解させる。
	【課題】 自分が悩んだ時に、誰に、どのように相談したらよいだろうか。	
展開	3 相談できるときと、相談を迷うときはどのような場合なのか考える。  4 ロールプレイを通して考える。 【活動の手順】 ①個人で、期待感、抵抗感などの観点から考えや行動について分類し、ワークシートに記入する。 ②記入した内容についてグループで話し合う ・よいこと（期待感） 「話を聞いてくれるだけでいい」 「一緒に解決方法を考えてくれそうだ。」 ・心配なこと（抵抗感） 「相談されたら友達が嫌な思いをする」 「こんなことで悩んでいるのが恥ずかしい」 ③相談の期待感、抵抗感を踏まえ、ワークシートの内容について交流する。（約10分） ④身近な大人への相談について考える。	○ 相談する際の気持ちには期待感と抵抗感があることについて伝える。 【発問】 みんなは、どのような時に、相談しようかと決心し（期待感）、相談することを迷う（抵抗感）のだろうか。 ○ 活動の手順と留意点を説明する。 ・ワークシートや事例は、「児童生徒の自殺を予防するためのプログラムA②」を参照 ○ 友達との関係に悩んだ、勉強がわからないなど、困った時に助け合える人間関係に気付かせる。 ○ グループでの話し合いの際は、 ・友達の考えは、受け止める、批判しない ・相手の方を見て相手の意見を聴く。 ことを指導する。 ※授業で発言がない子どもの様子に留意する。 ※「分からない」「思いつかない」という子どもの声を否定しない。 ○ 具体的な相談方法のほか、相談しない場合に、代わりにすることについても気づかせる。 ○ SC、民生委員が交流内容をもとに、相談することの大切さについて話しをする。
終末	5 本時の活動を振り返る。 振り返りシートに記入し、ペアやグループで交流する。	○ 本時を振り返り、これからの行動について考えさせる。
	【まとめ】悩んだら「友達や親、先生、身近な大人に相談してもいいんだ！」「相談されたら聞いてあげる！」ことを、みんなで理解し行動を始めよう。	
備考	○保健師、社会福祉士、民生委員等、授業づくりに参加した専門職を相談できる大人として紹介する。 ○児童生徒の悩みや相談を広く受け止める相談窓口を周知する。 子ども相談支援センター 0120-3882-56 24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310 北海道いのちの電話 011-231-4343	

相談窓口一覧

北海道保健福祉部
webページ



Q. 子どもから「死にたい」と訴えられたら、どのように対応するとよいのでしょうか？

A. 子どもから「死にたい」と訴えられた場合、教師自身が不安になり、その気持ちを否定したくなる場合があります。このような場合、教師はTALKの原則で子どもの心に寄り添うことが大切です。次に、教師一人で抱え込まず、チームによる対応を進めましょう。

【TALKの原則】

- | | |
|-----------|--------------------------|
| Tell | ：言葉に出して教師が心配していることを伝える。 |
| Ask | ：「死にたい」という気持ちについて率直に尋ねる。 |
| Listen | ：子どもの気持ちを傾聴する。 |
| Keep safe | ：子どもを一人にせず、安全を確保し寄り添う。 |

安易な励まし、叱責は避けます！

- ・「大丈夫、がんばれば元気になる」▶ 安易な励まし
- ・「死ぬなんてばかなことを考えるな」▶ 叱責



「先生ならきっと助けてくれる！」
信頼関係を築くことが大切です。

Q. 子どもの中には、言葉で「SOS」を出せない子どもいます。このような子どもには、どう対応するとよいですか？

A. 言葉以外でも、SOSのサインが出ています。教師は、**子どもの変化を見逃さない**という意識で、**日常の児童生徒観察を大切に**しましょう。SOSのサインがみられたら、教師一人で抱え込まず、チームによる対応を進めましょう。

自殺直前のSOSがでるときの子どもの様子（例）

- ☐ 関心のあったことに興味を失う。
- ☐ 集中できなくなり、いつもならできる課題が達成できない。
- ☐ 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- ☐ 投げやりな態度が目立つ。
- ☐ 成績が急に落ちる。
- ☐ 身だしなみを気にしなくなる。
- ☐ 不眠、食欲不振、体重減少などの身体の不調がみられる。
- ☐ 自分より年下の子どもを攻撃したり、動物を虐待したりする。
- ☐ 登校を渋っている。
- ☐ 友人との交際を避け、引きこもりがちになる。
- ☐ 自殺に関するネット情報を集めたり、自殺についての絵を描いたりする。

（引用：「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（H21.3月 文部科学省）をもとに作成）

子 家 第 1 5 9 5 号

令和6年(2024年)1月30日

各 市 町 村 長
各市町村教育委員会教育長 様

北 海 道 保 健 福 祉 部
子ども応援社会推進監

令和6年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」に係る周知について（依頼）

日ごろから、青少年行政の推進に格別のご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、こども家庭庁成育局安全対策課長及び総務省北海道総合通信局長から、別添のとおり、それぞれ依頼がありましたのでお知らせいたします。

貴職におかれましては、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の趣旨をご理解の上、広報誌等による保護者への周知など、期間中の啓発活動の推進について、ご協力をお願いいたします。

なお、総務省北海道総合通信局からの依頼事項について不明点等があった場合は、直接ご担当者様（電気通信事業課：TEL011-709-2311(内線4704)）までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

子ども政策局子ども家庭支援課
次世代成育支援係 担当：丸山
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL(011)231-4111 内線25-774
e-mail：maruyama.hitoshi@pref.hokkaido.lg.jp

こ成安第4号-3

令和6年1月23日

各都道府県・指定都市青少年行政主管部局長 殿

こども家庭庁成育局安全対策課長

令和6年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（2月～5月）について

平素から青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、こども家庭庁を始めとする関係省庁（警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省）では、別紙のとおり、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することといたしました。

こども家庭庁では、令和6年1月23日付けで関係省庁と連名で、一般社団法人全国高等学校PTA連合会及び公益社団法人日本PTA全国協議会に対して、依頼文を発出いたしました。

加えてこども家庭庁では、青少年育成団体や事業者団体に対しても依頼文を発出し、各種啓発活動も実施することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、本取組の趣旨を踏まえ、管下の関係部局（課）及び管内市区町村、関係団体等に本取組を周知するとともに、教育委員会、警察、総務省総合通信局、PTAその他関係機関・団体や関係事業者等と連携し、下記の事項について御理解をいただき、参考資料も御活用いただきつつ、卒業・進学・進級前後の各校PTAのオンラインを含む関係会合の開催や広報紙の配布等により、青少年によるインターネットの適切な利用に向けた啓発活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 ペアレンタルコントロール（保護者による管理）による対応の推進

SNS等のインターネット利用が拡大するにつれ、利用者の急速な低年齢化や長時間利用に伴う問題、高額課金トラブル、自画撮り画像配信等の情報「発信」を契機とするトラブル、青少年の犯罪被害、誹謗中傷や偽・誤情報の投稿・拡散等が生じています。

このような中、保護者は、ペアレンタルコントロール（青少年の置かれている環境や青少年のライフサイクルを見通してその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること）が求められます。例えば、スマートフォンやタブレット（以下、「スマートフォン等」という。）のペアレンタルコントロ

ール機能、下記2のフィルタリング、下記3の家庭内ルールなどを積極的に活用し、端末やアプリの利用時間、課金、青少年有害情報の閲覧の制限等を行うことが重要です。また、ペアレンタルコントロールを実施していない家庭や、保護者がペアレンタルコントロールに関心を持っていない家庭に対する重点的な啓発が必要です。

さらに、インターネットの利用環境は急速に変化することから、それに合わせた保護者の意識向上がより重要になります。

2 効果的なフィルタリングの利用

保護者は、携帯電話事業者の提供するフィルタリングサービスの設定が容易化されていることやカスタマイズ機能の整備が進んでいることを踏まえ、青少年の発達段階に応じて、積極的にフィルタリングを活用することが求められます。保護者のスマートフォン等を、低年齢層を含む青少年に使用させる場合は、保護者のスマートフォン等においても、フィルタリングの利用を検討していただきたいと思います。

なお、青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話会社（いわゆる格安スマートフォン会社（MVNO）も含む。）と契約代理店には、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、次の義務が課せられていますので、保護者においても、よく説明を聞き、フィルタリングの利用を検討することが重要です。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の利用者が青少年（18歳未満）であるか確認すること。
- ・契約締結者が青少年である場合には当該青少年に対して、携帯電話端末の利用者が青少年であり契約締結者が保護者である場合には保護者に対して、青少年が青少年有害情報を閲覧する可能性がある旨並びにフィルタリング及びその有効化措置（携帯電話事業者が提供するあんしんフィルター等のフィルタリングソフトやスクリーンタイム、ファミリーリンク等のOS事業者が提供する機能の設定）の必要性和内容を説明すること。
- ・通信サービス及び端末をセット販売している場合には、フィルタリングの有効化措置を講じること。

3 話し合いによる家庭内ルールづくりの促進

青少年にスマートフォン等を持たせる、あるいは保護者のスマートフォン等を使用させる場合は、低年齢のうちから、スマートフォン等の不適切な利用によるリスクについて家庭で話し合い、正しい生活習慣づくりやインターネットを正しく利用するための家庭内ルールを作ることが求められます。

ルールづくりにおいては、インターネットの学習利用等が増えていることも踏まえつつ、青少年の発達段階、インターネットに関する知識、コミュニケーション能力等に応じたものとなるよう留意し、成長・能力向上に伴い定期的に見直すとともに、青少年自身に対して、インターネットの使い方について考え

る機会を提供することが重要です。

4 インターネットを適切に活用する能力の向上促進

インターネットは、前記のような危険性がある一方で、適切に使うことにより便利で豊かな生活を送ることができるものであることから、未来を担う青少年は、自分で考え、インターネットを適切に活用できる能力を身に付けることが重要です。

そのため、各学校、地域団体等と連携し、卒業式、終業式、始業式、入学式、保護者会等の場を活用し、期間中にオンラインを含む説明会の機会を設けるなどにより、スマートフォン等の安全・安心な利用に関し、青少年や保護者の意識及び知識を高めるための取組を重点的に行うことが求められます。

また、GIGA 端末（1人1台端末）については、家庭への持ち帰りに起因する問題への対応として、利用時間に関するものなど、学校で整備されたものを含む家庭での端末の利用に関するルールづくりを促進することや、関係機関・団体等との連携により、学校だけではなく家庭や地域とともに理解促進の取組を推進することが重要です。

5 参考資料

資料1 青少年インターネット環境整備法・関係法令

https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_torikumi_hourei/

資料2 普及啓発リーフレット集【こども家庭庁】

<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/leaflet>

資料3 上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～【総務省】

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/

資料4 インターネットトラブル事例集【総務省】

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

資料5 家庭で学ぶデジタル・シティズンシップ【総務省】

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/parent-teacher/digital_citizenship/

資料6 インターネットとの向き合い方～ニセ・誤情報に騙されないために～【総務省】

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/niseg_ojouhou/

資料7 #NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）【総務省】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_johoka/no-heart-no-sns.html

資料8 SNS等での誹謗中傷対策【総務省】

- https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/sns/
- 資料 9 インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項【経済産業省】
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html
- 資料 10 インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレット【警察庁・文部科学省】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm
- 資料 11 インターネットによる人権侵害をなくしましょう【法務省】
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
- 資料 12 子供の性被害対策【警察庁、こども家庭庁】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/index.html
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/>
- 資料 13 あなたは大丈夫？SNSでの誹謗中傷 加害者にならないための心がけと被害に遭ったときの対処法とは？
【政府広報オンライン】
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.html>
- 資料 14 自撮り被害が増加！SNS上の出会いに要注意！！
【政府インターネットテレビ】
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16428.html>

(連絡先)

こども家庭庁成育局安全対策課

03-6858-0155

警察庁生活安全局人身安全・少年課

03-3581-0141 (内線 3122)

警察庁サイバー警察局サイバー企画課

03-3581-0141 (内線 3432)

消費者庁消費者政策課

03-3507-8800 (内線 2191)

総務省情報流通行政局情報流通振興課

03-5253-5111 (内線 5743)

法務省人権擁護局人権啓発課

03-3580-4111 (内線 5875)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

03-5253-4111 (内線 2966)

経済産業省商務情報政策局情報経済課

03-3501-1511 (内線 3961)

別紙

令和6年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

1 趣旨・目的

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年が SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) 等を利用するようになってきている。

一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適切な利用により、思いがけず他人のプライバシーを侵害してしまったり、青少年が犯罪の被害者や加害者となってしまうたりするケース、SNS を利用した誘い出しにより、青少年が犯罪被害に巻き込まれる事例等、深刻な問題も発生しているところである。

未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォンや SNS 等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっている。

このような認識の下、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、スマートフォンや SNS 等を安全・安心に利用できるよう、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者と保護者、学校等の関係者が連携、協力し、ペアレンタルコントロールの普及促進 (フィルタリング、時間管理機能・課金制限機能等のペアレンタルコントロール機能の利用促進や家庭内ルールづくりの促進) 及び青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上に重点を置いた啓発活動等の取組を集中的に展開する。

2 実施期間

令和6 (2024) 年2月～令和6 (2024) 年5月

3 参加府省庁

こども家庭庁・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省

北 通 通 第 1 4 号
令和 6 年 1 月 2 9 日

北海道知事 殿
(保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課
次世代成育支援係)

北海道総合通信局長
(公印・契印省略)

「春のあんしんネット・新学期一斉行動」に係る周知啓発について（協力依頼）

平素より、情報通信行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症との共存、社会経済活動の回復が進むなかで「デジタル」の活用は新たな日常において不可欠のものとなっています。オンライン授業やスマートフォンの普及により、青少年においてもインターネットに接する機会が増加していますが、他方、ネット依存やネットいじめ、SNS を通じた犯罪被害など、青少年を取り巻くネットトラブルも多く発生しています。

こうしたなか、総務省では関係機関と連携・協力し、多くの青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期である、2月から5月までを「春のあんしんネット・新学期一斉行動」期間と位置付け、ペアレンタルコントロールの普及促進や、青少年がインターネットを安全・安心に利用できるようにするための啓発活動等の取組を集中的に展開します。

本年2月からも例年どおり実施する予定でございますので、ご多忙の折お手数をおかけしますが、本取組につきまして、広く道民の皆様へ周知啓発を図るため、道内市町村に対し、別紙の内容による広報誌等への掲載について、ご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

【連絡先】

総務省 北海道総合通信局
情報通信部 電気通信事業課 （担当：高松、五十嵐、武本）
電話 ：011-709-2311（内線4704）
FAX ：011-709-2482
E-mail：hokkaido-ecara@soumu.go.jp

北海道総合通信局から「春のあんしんネット・新学期一斉行動」に係る周知啓発のお願い

1 掲載希望時期及び媒体

令和6年2月から5月までの間に発行される自治体広報誌又はホームページへの掲載

2 掲載内容

別添の原稿案を参考に作成願います。

なお、広報誌・ホームページ等に掲載いただいた場合は、お手数ですが北海道総合通信局（以下の連絡先のメールアドレス）あてご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

その他、掲載内容についてご不明な点等がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

3 資料の掲載

広報誌等に以下の資料を抜粋して掲載することも可能です。なお、その場合は出典として「総務省インターネットトラブル事例集」等の文言を明記していただくようお願いいたします。

■インターネットトラブル事例集（2023年度版）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000872813.pdf

■インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/reference/img/reference.pdf

（いずれも、総務省ホームページからダウンロードできます。）

4 その他

総務省では、主に学校（小学校、中学校、高等学校）向けにインターネットの安心・安全な利用を学ぶ無料の講座『e-ネットキャラバン』の開催を支援しております。

児童、生徒の方々だけでなく、保護者の方々を対象とした講座も開催しておりますので、PTAの勉強会などにもご活用いただきたく、併せて関係機関等へ周知くださいますようお願いいたします。

■『e-ネットキャラバン』 <https://www3.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

講座についての申込み・お問い合わせ先

一般財団法人マルチメディア振興センター内 e-ネットキャラバン事務局

電話：03-6704-5553（平日9時～12時、13時～17時）

E-mail：e-netcaravan@fmmc.or.jp

【連絡先】

総務省 北海道総合通信局

情報通信部 電気通信事業課 (担当：高松、五十嵐、武本)

電話 : 011-709-2311 (内線 4704)

FAX : 011-709-2482

E-mail : hokkaido-ecara@soumu.go.jp

「春のあんしんネット・新学期一斉行動」広報掲載案（参考）**保護者の皆様へ お子様が安心安全にスマートフォンを利用するために**

進学・進級に併せて、お子様自身のスマートフォン等のインターネット接続機器を購入し、利用されるご家庭も多いかと思います。

特に満18歳未満のお子様がインターネット接続機器を利用される場合、保護者の方は次の点にご注意ください。

(1) 適切にインターネットを利用する

SNSを利用して子供たちを言葉巧みに誘い出し、事件やトラブルに巻き込まれる深刻な事案が発生しています。インターネットに関する知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身につけ、正しく利用することが重要です。

(2) ご家庭のルールを作る

長時間利用によるネットの依存症も増加しています。

適切な生活習慣を身につけられるように、保護者の方はお子様と一緒に話し合い、それぞれのご家庭のルールを作りましょう。「利用時間は夜9時まで」など、ルールは具体的に決めることがポイントです。

(3) フィルタリングなどを設定する

「フィルタリング」は、知識が十分でないお子様が不用意に違法・有害サイトにアクセスできないように制限する機能です。子供たちが事件・事故に巻き込まれないよう、スマートフォン等には必ず「フィルタリング」を設定してください。

また、実際に起きたトラブル事例をもとに、予防法と対策法をまとめた「インターネットトラブル事例集（2023年度版）」や、相談窓口のご案内を総務省ホームページに掲載していますのでご活用ください。

■インターネットトラブル事例集（2023年度版）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000872813.pdf

（検索ワード：総務省インターネットトラブル事例集）

■インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/reference/img/reference.pdf

（検索ワード：総務省インターネット上の誹謗中傷への対策）

【本件に関する連絡先】

総務省 北海道総合通信局 情報通信部 電気通信事業課
電話：011-709-2311（内線4704）